

緒言

世に伝中原有安撰として伝わる琵琶の口伝書、『胡琴教録』は、有安の言談を弟子が筆録するという体裁をとるから、有安自身の撰とは考えられずに、最近では鴨長明作者説が今村みゑ子氏より提出されて論議を呼んでいる（氏の御論は『鴨長明とその周辺』第一部第二編第二章『胡琴教録』作者考——長明作者の可能性——（二〇〇八年一二月 和泉書院）に詳しい）。その中に今村氏は、『胡琴教録』と長明『無名抄』における教訓の類似、共通語、共通表現を見出して、関係の深さを強調される。また、登場する有安の弟子が九条兼実のみで、長明に触れないのは、彼こそが作者である証しだとされる。

しかし、待つてほしい。当時の身分制度の上からは、撰関家にある兼実と、鴨社氏人、大夫の長明を同列に、同次元で扱うことはない。長明側から同門であると言うことがあっても、有安が彼らを同じに扱うはずはないのである。神官家の子弟の嗜みとして琵琶を学ぶ長明と、御遊の席においてその腕を披露することになる兼実とは、所詮同じにはならない。また、こうも言える。現存する琵琶の口伝書類は、藤原孝道の作を筆頭に、総じて西流のものであり、妙音院流、西園寺流のものであるから、妙音院流も汲むが、流を異にして源経信に発する桂流を汲む有安の流については、所伝が少なく、その弟子筋も明らかにならないのが現状である。したがって、『胡琴教録』の作者を云々するに当たっては、すぐに中志景安、鴨長明にいかずに、当時の状況を鳥瞰してみなければならぬし、その他の弟子達の存在も確かめてみなくてはならない。結論はその先にあるのである。

さて、本書の緒言としては、いささか似つかわしくないことから書き起こしたが、それは、これ以降のことを言いたいがためである。この『胡琴教録』を手にとるにしても、諸本研究が先である。本書には現在上下二巻の仮名交じり本と、下巻のみの零本ながら真名本が存在する。したがって、少なくとも下巻に収載される表現については真名書きのそれも問題にしなくてはならない。もし、そうしないのならば、まずは諸本の先後関係を、仮名交じりが先という結論を前提に論じておかなければならない。

ここに今村氏の取り上げられた、『胡琴教録』と、『無名抄』もしくは『方丈記』との共通語及び表現（『鴨長明とその周辺』206頁）中の一例、「けりやう如_三村濃句_二」を問題にしたい。

それは、群書類従本『胡琴教録』上「_二楽曲第十_一」に、「けりやう如_三村濃句_二（110頁上）」と（ただし、その直前の言談引用中に、「けりやう

竹林樂はのべてつくるか」と見えて、その「けりやう」の右注に「假令」と漢字が当てられている。また、同書下「相交管第五」に、「けりやうむらごのほひのごとし」と見えて、こちらにも、上巻の「けりやう竹林樂はのべてつくるか」の部分と同様「けりやう」の右注に「假令」と漢字が当てられている、それであるが、氏はそれを長明『無名抄』中にある「たとへば白き色の異なる匂ひもなければ」という表現と共通すると指摘される。

そこで、それを確認するべく、氏の引かない真名本『胡琴教録』の当該箇所当たると、はたしてそこには、「假令村濃カ匂カ如志」と見える。仮名交じり本の方に返り点が付されていて、真名本の方が書き下されているという状況がなんとも興味深い。この場合「假令」は、漢文脈にあるから、「たとひ」と読んで、「たとえてみれば」という意味にとるのが穏当であろうと考えるが、対して「けりやう」である。こちらは『日本国語大辞典』第二版の「假令」項補注に拠ると、「假令」の表記は音読して「けりやう」と漢語副詞化して、鎌倉時代後期以降用いられるようになる」とある。したがって、漢語「假令」はそれまで「たとひ」と訓じられてきたが、鎌倉時代後期以降には、その「假令」がそのまま音読される「けりやう」という語が派生したと結論される。しかし、この『国語大辞典』の解説に拠ると、それは長明（一一一六年没）の時代以後に定着したものと考えられる。とすると、「けりやう」を本文として表記する仮名交じり本『胡琴教録』の出現は当然それ以降ということになり、真名本『胡琴教録』の方は、「たとい」と訓じた可能性が残るから、それ以前の形を残していると言えることになるのかも知れないことになる。いずれにしろ、だからそれは作者を有安の弟子と比定した場合、当時に「けりやう」は行われていなかったらうから、あくまでも写本段階で「假令」がそう仮名化されたことになり、原本とは関わらないことになる。というか、むしろ、仮名交じり本は原本を忠実に写していないのではないかと、という疑念を想起させる。が、それは今後の問題として、元に戻ると、「けりやう」は長明のそれとの共通表現であるとは、とうてい認められない。共通表現として提示された『無名抄』「俊恵歌体定事」の条は、先に示したように、「たとへば白き色の異なる匂ひもなければ」とある。長明は当該箇所を、「たとひ」から変化させて「たとへば」としている。「けりやう」を使っていない。こちらを長明の用語とすれば、群書類従本系の仮名交じり本は、『無名抄』の表現と共通はしないのである。

しかし、日本語はおもしろい。漢語「假令」を「けりやう」と当初音読したものは、おそらく二つに分かれ、一方は意味を理解するに性急で、読みについては拘泥しなかったもの。もう一方は、漢文脈をよく理解せず、訓読ができなかったもの、ということになる。しかし、それはそれで、後者も定着していく。「假令」の一語だけでこれ以上論ずるのは止めにするが、楽人が、すべて文字が読めたわけではない。文章を能くしたわけでもない。中には、『教訓抄』を編纂した伯近真（一一七七―一二四二年）のような文筆の達者もいれば、伝授された楽譜を読めないものもいたの

である。仮名交じり本『胡琴教録』中の「けりやう」は、おそらくその後者の手に抛るものであったのではなからうか。十三、四世紀の日本における識字率は知らないが、摂関政治の体制が崩れ、院政、鎌倉時代に至ると、前代文化の廃忘を恐れて、『江談鈔』、『古事談』、『十訓抄』、『古今著聞集』等といった説話集が盛んに編纂され、舞樂管絃の世界においては樂書が編纂されることになる。

さて、樂書の發達はそれからのことといつてよい。無論、天平七年（七三五）には吉備真備によつて則天武后の撰じた『樂書要録』が日本に將來され、延喜二十一年（九二二）には南宮貞保親王の『新撰横笛譜』が撰進されるなどの事実はある。が、所謂、樂家の人による樂書の編纂は十二世紀まで待たなければならぬようで、大神系統の『懷竹抄』、大神基政著の『龍鳴抄』等がその早い時期のものということになるが、その文体についても、内容についても、研究はその緒にいたばかりである。

さて、その研究の深化を願ひ、その補助作業として進めて来たのが、雅樂資料集の刊行事業である。日本の古典的な音樂資料が識者に顧みられなくなつて久しい。その陥穽を埋めるのに、この中世漢文班の五年間の営みは、はたして、役に立つたであろうか。日本の、いや万国の儀礼の場面において、音樂の奏されないことは史上なかつたはずである。したがつて、どの時代の有職故実書にも音樂への言及があり、それが忘れられることはなかつた。それが日本においては、明治期に入るに及んで歐化思想の中、いつしかヨーロッパ音樂に大部分を取つて代わられ、日本固有のそれは表舞台の文化から、いつしか宮廷文化に限定されることになつていった。その宮廷音樂——舞樂・管絃——が再び脚光を浴びることになつたのは、つい最近のことである。この動きが今後続くことを願つて筆を描くことにする。

最後に、これまで本資料集のためにご協力くださった方々に、深く御礼申し上げます。

中世日本漢文班主任 磯 水 絵

平成二十一年三月吉日

雅楽資料集 第四輯 日本漢文資料 樂書篇

二松学舎大学二十一世紀COEプログラム「日本漢文学研究の世界的拠点の構築」

緒言	磯水絵	i
宮内庁書陵部蔵『教訓抄』翻刻(三) 自卷第八至卷第十	教訓抄研究会編	1
井伊家旧蔵『教訓抄』卷第四(彦根城博物館所蔵) 翻刻	岸川佳恵・神田邦彦編	69
中御門家旧蔵『教訓抄』卷第十(内閣文庫所蔵〔打物譜〕) 翻刻	岸川佳恵・神田邦彦編	91
神田喜一郎旧蔵『教訓抄』卷第十(京都国立博物館所蔵) 翻刻	岸川佳恵・神田邦彦編	101
春日大社蔵『舞楽古記』概論	神田邦彦	133
春日大社蔵『舞楽古記』翻刻	櫻井利佳・岸川佳恵・川野辺綾子・神田邦彦	161
樂人としての藤原忠房	大貫正皓	175
東儀鐵笛著『日本音楽史考』翻刻(二)	二松学舎大学磯水絵研究室編	
第四期鎌倉時代の音楽		
一、朝典樂繼承真相 第三、第四		195
二、古声樂の趨勢		230
三、御遊と舞樂		238
四、古声樂の伝統 上、下		247
五、絃樂の相承 上、下		273
六、樂舞の繼承 第一		292
七、樂舞の繼承 第二		314
七、樂舞の繼承 第三		328
七、樂舞の繼承 第四		341
八、雅樂以外の声曲と舞		351
宋芳松著『韓国古代音楽史研究』(第二編) 翻訳	大嶋彩子	(31)
『凶書寮叢刊』伏見宮旧蔵樂書集成 人名索引(稿)——樂書・系図篇——(除記録・次第・伝授状類)	神田邦彦編	(1)

執筆者・協力機関一覧・編集後記

二松学舎大学二十一世紀COEプログラム中世日本漢文班 編